

電力供給契約書(案)

庄原市（以下「使用者」という。）と、〇〇〇〇〇社（以下「供給者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、〇〇〇〇〇〇施設で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 供給者は、別紙仕様書に基づき使用者の〇〇〇〇〇〇施設で使用する電力を需要に応じて供給し、使用者は供給者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。なお、この単価には、消費税及び地方消費税を含むものとし、この供給期間中において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、使用者は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。

基本料金単価	〇〇〇〇円／k W (契約電力)
電力量料金単価	〇〇〇〇円／k W h (使用電力量)

2 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、使用者、供給者協議のうえこれを改定することができる。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、契約締結の日から令和〇年〇〇月〇〇日までとする。（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

2 本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において使用者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、本契約は解約するものとする。

（電力供給期間）

第 4 条 電力供給期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 使用者は、本契約に係る供給者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、使用者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第 7 条 使用予定電力量は、使用者の都合により変動することができるものとする。

（契約電力の決定）

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（使用電力量の検針）

第9条 毎月の電力量の計量日は、使用者、供給者協議のうえ定めるものとし、供給者は計量日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

(電気料金の算定)

第10条 電気料金は、基本料金及び電力量料金の合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額。）とする。

- 2 基本料金は、第2条第1項に規定する基本料金の額による。ただし、供給者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができる。
- 3 電力量料金は、前条第1項の規定により読み取った1か月（前月の計量日から当月の計量日前日までの期間をいう。）の使用電力量に第2条第1項の使用電力量に対する単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 供給者は、前条の規定により算定された金額を1か月ごとに請求するものとする。

- 2 使用者は、前項の規定により請求があったときは、供給者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。ただし、その日が休業日の場合、前営業日とする。
- 3 使用者の責めに帰すべき事由により、供給者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、供給者は当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を使用者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(契約解約)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 供給者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
 - (2) 供給者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、供給者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。
- 2 供給者は、前項第3号又は第4号の規定による契約の解約により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を使用者に請求することはできない。
 - 3 供給者は、第1項第3号又は第4号の規定により契約を解約されたときは、当該日から契約期間満了までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第10条の規定に基づき算定した電力料金額の10パーセントに相当する額を、違約金として使用者に支払わなければならない。

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解約することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に係る入札に関して、供給者(供給者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、供給者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、供給者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解約した場合について準用する。

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解約することができる。

- (1) 供給者の役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 供給者の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 供給者の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、供給者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 供給者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解約した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 供給者は、契約の履行に当り暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第3項にいう暴力団等をいう。以下同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに使用者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 供給者は、前項の場合において、使用者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 供給者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、使用者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。
- 4 供給者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに使用者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 供給者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、使用者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(契約解約後の処理)

第16条 本契約を解約した場合には、第1条に規定する義務は消滅する。

- 2 契約を解約した際、使用者が既に電力の供給を受けている場合には、基本料金は、第2条に定める額を契約解約した日までの日数に基づき、日割りで算出した額とし、その他の電気

料金は、契約解約の日までに使用した電力量に基づき算出して得た合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）とし、第10条の例により、使用者は供給者に支払うものとする。

（秘密の保持）

第17条 使用者及び供給者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 使用者及び供給者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を開示する場合は、事前にその内容を相手方に通知するものとする。

3 本条第1項及び第2項にかかわらず、供給者が、一般社団法人電源地域振興センターから業務の受託等により、第1項の情報を同センターへ開示すること、および政府機関等からの開示要請により第1項の情報を政府機関等へ開示することにつき、使用者はあらかじめ同意する。

（その他）

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、使用者、供給者協議のうえ決定する。

2 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し使用者、供給者とが記名・押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

使用者 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市長 八谷 恭介

供給者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○社

○○○○○ ○○○○